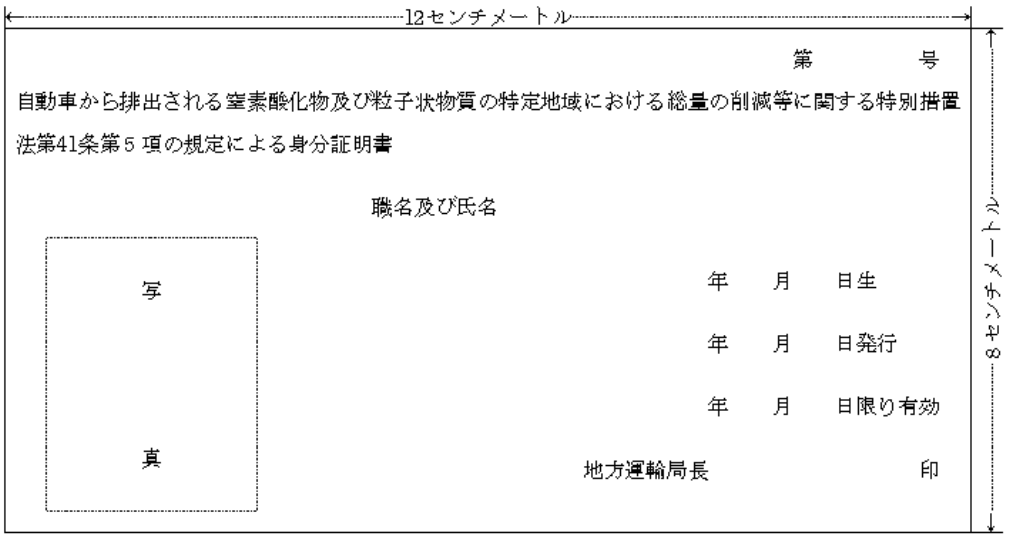
別記様式（第五条関係）（平19国交環省令１・全改）

表



裏

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法抜すい

第41条　都道府県知事は、第33条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、対象自動車を使用する事業者に対し、その使用する対象自動車の台数を報告させ、又はその職員に、対象自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　都道府県知事は、第34条及び第35条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

３　都道府県知事は、第36条第１項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内自動車を使用する事業者に対し、その使用する周辺地域内自動車の台数及び指定地区内における運行の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内自動車を使用する事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

４　都道府県知事は、第37条及び第39条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、周辺地域内事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、周辺地域内事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

５　前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

６　第１項から第４項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第43条　道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者に対する第32条から第35条まで、第36条第１項、第37条から第39条まで及び第41条第１項から第４項までの規定の適用については、第32条、第34条、第35条、第39条第２項及び第41条第１項から第４項までの規定中「都道府県知事」とあり、第33条中「当該特定自動車の使用の本拠の位置の属する都道府県の知事」とあり、第36条第１項及び第37条中「当該指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあり、並びに第38条及び第39条第１項中「指定地区をその区域に含む都道府県の知事」とあるのは「国土交通大臣」と、第33条、第34条、第36条第１項各号列記以外の部分及び第37条中「主務省令」とあるのは「環境省令、国土交通省令」とする。

第50条　次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

七　第34条、第37条若しくは第41条第１項から第４項まで（これらの規定を第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第41条第１項から第４項まで（第43条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者